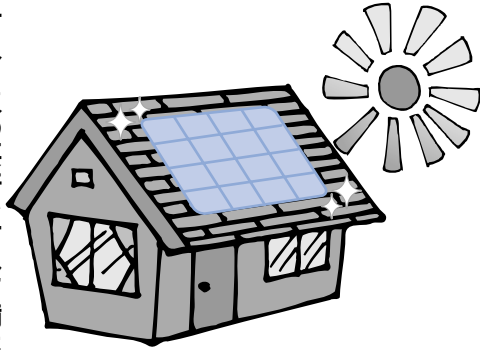


住宅用太陽光発電システム 設置費奨励金の受付

町では、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽光エネルギーを利用した個人住宅用の発電システム（未使用）を設置する方に、奨励金を交付します。



対象 次の要件をすべて満たしていること

- ・町内に住所を有し、自己所有の既存専用住宅に自ら居住し、太陽光発電システムを設置する方
- ・新築および設備の増設は対象外です。

・太陽光発電システムを設置する住宅の敷地および住宅に、都市計画法および建築基準法の違反がないこと

・市町村税を滞納していないこと

・過去に実施した「伊奈町太陽光発電システム補助金」の交付を受けていないこと

・2.0kw以上10・0kw未満の住宅用設備であること

・平成25年4月1日以降に電力会社と電力需給契約を締結したものであること

補助内容 一台につき3万円分の伊奈町内共通お買い物券で支給

受付期間 平成26年3月17日まで（予算の範囲を超えた場合は締め切る予定です。）

受付場所 役場環境対策課 受付日を明確にするため、申請書類は必ず直接ご持参ください。書類に不備があると受付できない場合があります。

その他 申請書類等詳しくはホームページまたは環境対策課へお問い合わせください。

環境対策課 2251・2252

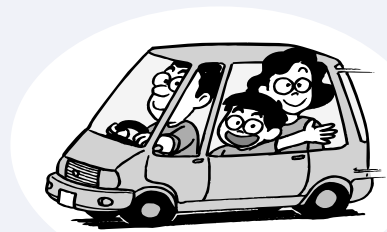
5月31日(金)は自動車税の納期限

自動車税はコンビニでも納められます。忘れずに納めましょう！

自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただきます。

☎ 自動車税は自動車税コールセンター ☎ 050-3786-1222、彩の国みどりの基金は埼玉県環境部みどり自然課 ☎ 830-3190へ



軽自動車税の納税通知書を5月2日発送します

☎ 税務課町民税係 2152

申請は、一切お受けできませんので、ご注意ください。

対象

(1) 次の に掲げる軽自動車等

・障害者が所有する軽自動車等（その方が運転するものも含みます。）

・等、もつばらその方の生業、通学または通院等のために、その方の常時介護者が運転するもの（その方の含まれる世帯の全員が障害者である場合に限りません。）

必要書類

・障害者手帳、運転者の運転免許証（コピー可）、納税通知書、印鑑

申請期限

5月24日(金)

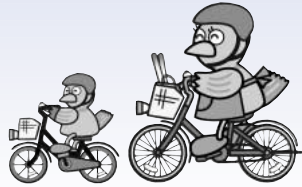
障害者に対する軽自動車税の減免

次の軽自動車等に係る軽自動車税については、期限までに申請することにより減免される場合があります。（自動車税、軽自動車税を通じて1台に限りません。）

なお、申請期限を過ぎても

九都県市一斉 自転車マナーアップ月間

5月1日
▼
31日



埼玉県のマスコット コバトン

自転車も車両であることを認識し、交通ルールを守らない場合の危険性や事故を起こしたときの責任の重さなどについて、きちんと理解しましょう。

自転車を利用する方は、整備不良による交通事故に遭わないよう、年に1度は点検整備をきちんと受けましょう。

自転車でも事故を起こせば民事上の責任を問われることを認識し、ご家庭内において自転車損害保険等への加入について、話し合いましょう。

幼児や児童が自転車を運転するときや、自転車に乗せるときはヘルメットを必ず着用させましょう。また、ヘルメットは正しく着用しましょう。

☎ 上尾警察署 ☎ 773-0110

特別児童 扶養手当

特別児童扶養手当は、一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。

ただし、次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

重度の場合 ↓ 1人につき月額
50,400円
中度の場合 ↓ 1人につき33,
570円

手当は1年に3回、4月(12月~3月分)、8月(4月~7月分)、11月(8月~11月分)に4か月分ずつ支払われ、申請をした翌月からの対象となります。

特別児童扶養手当に該当する場合は、福祉課にご相談ください。ただし、所得制限があります。(外国人の方も受給できます。)

また、支給要件に変更があった場合(転入・転出・氏名変更・児童数の増減など)は、

児童 扶養手当

お申し出ください。
☎ 福祉課障害者福祉係 ☎ 2121

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。この手当を受けられるのは、次のいずれかに該当する子どもを育てている場合です。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障害がある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ただし、次のような場合には、手当を受けられません。
 - ・申請する方や子どもが公的年金を受けることができる
 - ・子どもが児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき
 - その他、諸条件があります。

支給額(全額支給の場合)
1人 ↓ 月額 41,430円
2人 ↓ 月額 46,430円
3人目以降 ↓ 子ども2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算

手当は1年に3回、4月(12月~3月分)、8月(4月~7月分)、12月(8月~11月分)に4か月分ずつ支払われます。

年齢
18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

所得制限
資格のある方は、所得に関わらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

その他
受給資格者になられた方は、毎年8月に現況届の提出が必ずです。

児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度があります。(JR通勤定期乗車券の割引制度など)

☎ 詳しくは福祉課児童係 ☎ 2129